

四
癡
行
方
法

三 振替法の適

二 一
の 法 発 号 名 称
条 律 行 の 及 び
項 及 び そ そ
及 び 根 捏 記

○財務省告示第四十九号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年一月二十四日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

五

ハロイ
方募

争非者特国札非	入価法入
入価・別債發競	札格決
札格第参市行争	發競定
發競I加場入	行争の

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債當込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内参額募応
りに加を額募
当お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のよ割高
申応りりい

争市る参てしひ価ーを場で競競とて価のし定あ
入場も加、た価格国定特あ争争す得格決、めつ
札特の者財後格競債め別つ入るらを定価らて、
発別にご務に競争市る参て札札もれ募を格れ
行参よと大行争入場も加、と発のる入受競た
「加るに臣わ札特の者財同行に価額け争利競
と者発応がれ札發別にご務時「よ格にた入
い・行募各れの行参よと大にとるをよ各札を
う第一限國募「加るに臣行い発そり申にそ
。」II以度債入と者発応がわう行の加込お札
非下額市札のい・行募各れ。」以発重みいのに
価ーを場で決う第一限國る、下行平のて利お
格国定特あ定「I以度債入価ー価均応募率い
競債め別つを及非下額市札格非格し募入と

六

イ

発

口

非競争入

入価・別債行
札格行札格第参市及
発競発競Ⅱ加場び
行争額行争非者特国

特百付七千て基法百て基置要た円八つ定に年千つ定う億額
別九国条五はづ律七はづ法なめ、百いに閑度三いにち円面
会十債の百、き第十、き第財の東二て基すに百て基、金
計二に規九額発四万額発六源施日
に億つ定十面行十円面行十の策本
関六いに五金し六、金し九確を大
す千て基万額た条特額た条保実震
る七はづ円で利第別で利第に施災
法百、き、七付一會千付一関すか
律二額発同百国項計一国項するら
第十面行法四債のに億債のるたの
四万金し第十に規関五に規特め復
十円額た四一つ定す千つ定別に興
七で利十億いにる六いに措必の万千に規例三億に規

十 十	口	十 十	九
三 二		イ 一	
		發	振 額
の 経 利 入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非 払 過 札 格 第 参 市 及 入 價 · 别 債 発 競 込 利 發 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争 み 子 率 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場 、 入	入 價 發	替	
	札 格 行 行		
	發 競 價	單	
	行 争 格 日	位	

(二) (一) 年

発行時において、その利子 $\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.3}{100} \times \frac{35}{365}$	む十式は〇	十額格	十額	平す額の振
	も号に、募・	四面	四面	成るの記替
	のによ払入三	銭金	銭金	二。整載法
	と規り込決パ	額	以額	十 数又の
	す定算金定ト	百	上百	四 倍は規
	るす出額のセ	円	の円	の記定
	。るしに通ン	に	そに	一 金録に
	期た加知ト	つき	それつき	月 額はよ
	日金えを	九	ぞき	二 に、る
	に額、受	十九	ぞれ九	十 よ最振
払を次け	十九	の十四	る低替	
い第のた	円	応九	日 も額口	
込二算者	八	募円	の面座	
		価八	と金簿	

十 十 十
九 八 七 六

入 払 元 償 償	後 第
札 場 利 還 還	の 二
參 所 金 金 期	利 期
加 支 額 限	子 以

毎年六月二十日を支払期とし、各支払期に属する利息をその日以後、各支払期に属する利子を支払う。前六月間に百円二十日までに日本銀行から通知を受けた者

額面金額 × $\frac{0.3}{100} \times \frac{1}{2}$

規下は期た期平
定期、が金と成控得は出に住時額金にの口るに
する次そ銀額し二除税外しは者にへ額よに座も係
る号の行を、十すの国た、又おたにりつにの所
期及翌休支次四る税法金前はいだ百算い記と所
日び営業払の年こ率人額記外てし分出ては記載し
につ第業う算六とをがに(一)國取、のした、は振稅が
つい十日。式月が乗適當の法得当該二十金額か
いて六ににたに二でじ用該算人す該國額記録さ
同号支當だよ十きたを非式でる國債乗か
じに払たしり日る金受居にあ者債を乗じら
じおうる、算を。額け住よるがを發行金
いへと支出支(一)者り場非居合算所又算合居
て以き払し支所又算合居行金

二十

払者
込
期
日

平成二十四年一月二十四日